

## 定款変更のお知らせ

当組合は令和5年6月28日開催の第60期通常総代会において、理事の定数上限に関する定款変更を決議いたしました。定款変更の内容は以下のとおりです。

### ■ 変更箇所

第3章 役員

第21条（役員の定数及び選挙）

#### 【変更前】

第21条 この組合の役員は、理事26人以上29人以内及び監事2人以上3人以内とする。

同上 ②～⑥ 《略》

#### 【変更後】（      変更箇所）

第21条 この組合の役員は、理事26人以上31人以内及び監事2人以上3人以内とする。

同上 ②～⑥ 《略》

### ■ 変更理由

現在、理事の定数上限は29名にて、監事の定数上限3名と合わせた、理事及び監事の定数上限合計（32名）は、県医師会1名、郡市医師会30名、常勤専務理事1名の合計と同数となっています。しかし、以下の事由等により、新たに理事を選任することが必要となる場合に備え、定款第21条（役員の定数及び選挙）の規定を変更し、理事の定数上限を2名増員し31名としました。

- ① 埼玉県医師会傘下の新たな郡市医師会が設立、発足の場合
- ② 新たに常勤理事を選任する必要が生じた場合
- ③ 外部有識者等に役員就任を要請する必要が生じた場合

---

詳しくは、当組合総務部（TEL048-824-2651）までお問合せください。

令和5年8月2日  
埼玉県医師信用組合